

付 属 資 料

特別集計－父子世帯の現状

1 はじめに

厚生労働省大臣官房統計情報部によると、2012年における未成年の子のいる離婚件数のうち、親権が母親にある割合は83.9%、父親は12.5%、共同親権が3.6%となっている。親権が母親にある場合が圧倒的であるため、ひとり親世帯といえば真っ先に母子世帯がイメージされる。もちろん一定数の父子世帯は存在するものの、それに注目した文献は、父子世帯の父親を含めた離別父親の生活実態について分析した大石（2012）やシングル・ファーザーの状況を国勢調査により調査研究した西（2012）など多くはない。

そこで、JILPT「子育て世帯全国調査」、2011年調査と2012年調査で回答が得られた父子世帯149サンプルについて単純集計をすることとした。

本稿では、主に母子世帯と比較することで、父子世帯の現状のうち、特に仕事と収入、暮らし向きの「ゆとり」について、仕事と生活の調和における困難の度合い（Work-Life Conflict; WLC）、子育て、そして行政支援、について概観するものとする。

2 父子世帯の定義（法的及び、統計的定義）

父子世帯は、「父子家庭」の名称で母子及び寡婦福祉法第六条において「母子家庭等とは母子家庭及び父子家庭をいう」と規定され、特定の支援の対象となっている。厚生労働省では、「母のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその父によって養育されている世帯」と定義し、この定義を用いて全国母子世帯等調査の調査対象としている。また、「国勢調査」における父子世帯の区分は、「18歳未満親族のいる一般世帯のうち、男親と子供から成る世帯」であり、例えば、三世帯同居の父子世帯は区分から外れるものの、その世帯数は把握されている。

本調査では、今後の国際比較も念頭におき、18歳未満の全ての子どもを児童とし、父子世帯を「末子が18歳未満のひとり親世帯（いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む）」のうち、特に父親の世帯と定義している。

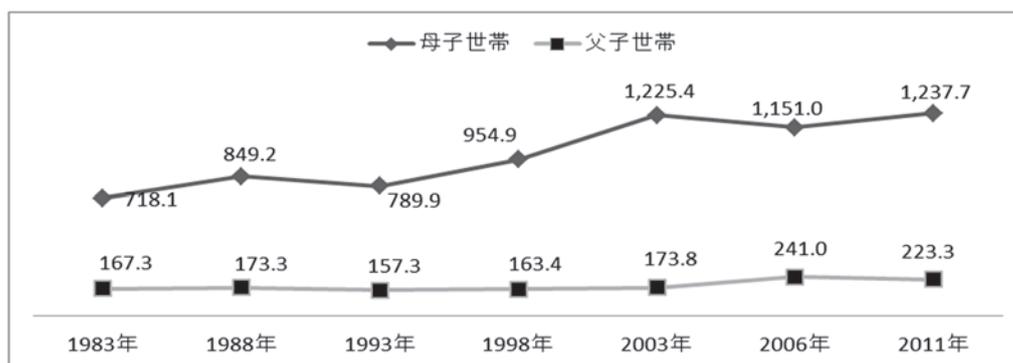
3 父子世帯数の推移

母子世帯が増加傾向にあるのと同様に、父子世帯もやや増加傾向にある。

厚生労働省の2003年度及び、2011年度「全国母子世帯等調査」によると、全体の母子世帯数（母子以外の同居者がいる世帯も含む）は1993年度において約79.0万世帯、2011年度は約123.8万世帯、父子世帯は同期間において、約15.7万世帯から約22.3万世帯に推移したとされている。また、「国勢調査」によると、1990年度において母子のみで構成される母子世帯は約55.2万世帯であったのが、2010年度調査では約75.6万世帯と増加している。一方で、

父子のみで構成される父子世帯は1990年度においては約10.2万世帯、2010年度調査では約8.9万世帯と減少している。この不一致は西（2012）の指摘の通り、「子どもの面倒は、祖父母等に頼らざるを得ないので、祖父母等と同居する割合が高くなっている」ことによるものと考えられる。

第7-1図 母子世帯・父子世帯数の推移（推計）（単位：千世帯）



出所：厚生労働省「平成15年度全国母子世帯等調査」「平成23年度全国母子世帯等調査」より作成

4 データについて

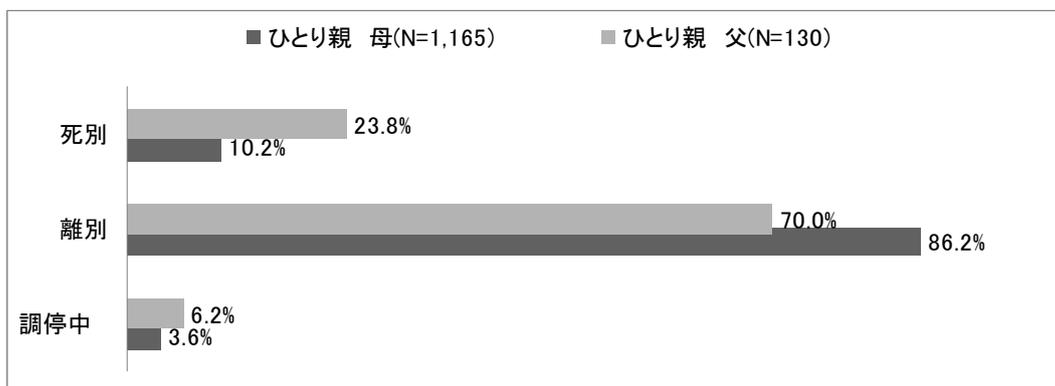
本稿で用いられた調査結果は、JILPT「子育て世帯全国調査」の2011年調査と2012年調査をプールしたもので、回答者数は母子世帯が1,320世帯、父子世帯が149世帯、ふたり親世帯が2,943世帯であった。また本調査における「母子世帯」「父子世帯」には全国母子世帯等調査と同様に、母子（父子）以外の同居者がいる世帯も含む。ここでは、父子世帯を母子世帯と比較することを主とした。さらに、今回は有効回答数のみを集計した結果であるため、過去の調査シリーズNo.95とNo.109との集計結果と比較して、誤差が生じている可能性がある。

5 父子世帯になった経緯

2011年「全国母子世帯等調査」によると、父子世帯の原因は離婚が74.3%、死別が16.8%である一方、母子世帯になったケースは、離婚が80.8%、死別が7.5%であった。

JILPT2011年、2012年調査では、初婚相手との現在の状況を調査することで、現在ひとり親になった経緯を把握している。つまり、可能性として初婚相手と離婚（死別）し、再婚そして再び離婚（死別）するなど、離死別と再婚を繰り返した結果、現在ひとり親となっている世帯も含まれていることに留意されたい。2011年調査と2012年調査を合計すると、父子世帯になった理由として、離別は70.0%、死別は23.8%である一方、母子世帯になった理由として、離別が86.2%、死別が10.2%である。これらの結果は、「全国母子世帯等調査」と比べ死別がやや多く見られるが、母子世帯と比べて父子世帯は死別が多くなっているなど、「全国母子世帯等調査」の結果との類似点もある。

第 7-2 図 ひとり親世帯 初婚相手との現在の状況（離婚の経緯）（％）



出所：JILPT「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2011」及び「同 2012」より作成
以後、特に表記のない場合は全て同じ

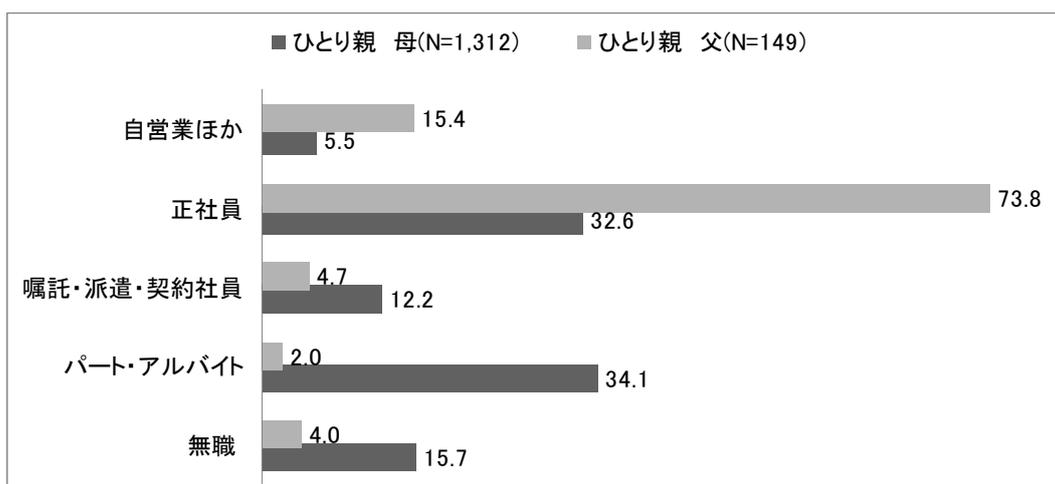
6 収入と貧困

(1) 働き方と収入

父子世帯は母子世帯と比べ、就業形態が大きく異なっている。

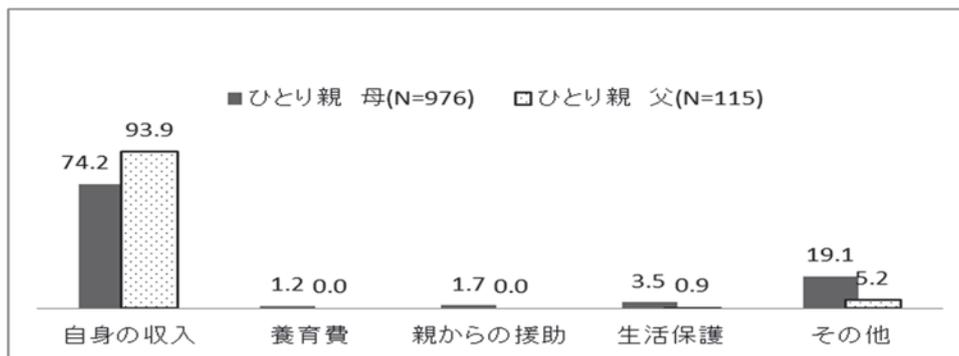
JILPT 調査によると、母子世帯の 84.3%、父子世帯では 96.0%が収入を伴う仕事をしている。就労形態において、母子世帯はパートが 34.1%と正社員の 32.6%を上回る。一方父子世帯は、正社員が圧倒的に多く 73.8%、続いて自営業の 15.4%となっている。この結果は、平成 23 年全国母子世帯等調査（母子世帯の母親の就業 81.1%、正社員・役員 40.0%。父子世帯の父親の就業 92.3%、正社員・役員 69.3%）とほぼ同様となっている。

第 7-3 図 就業形態（％）



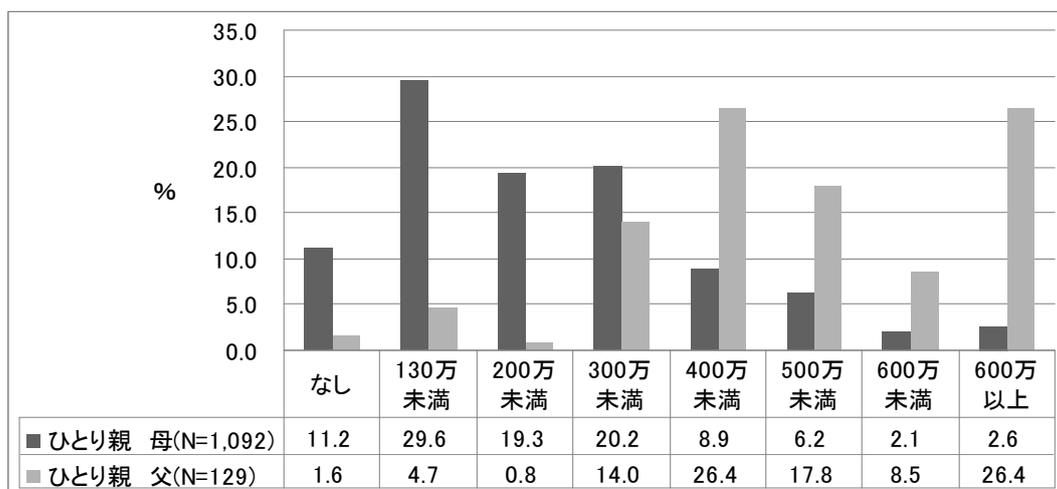
ひとり親世帯とはいえ、主要な収入源はやはり自身の収入であることがわかる。特に父子世帯では、9割以上の世帯で自身の収入を頼りに生活している。

第 7-4 図 主な収入源 (%)



父子世帯の約 9 割、母子世帯の約 7 割が頼みにしている自身の年収の詳細を確認してみる。まず、母子世帯の母親個人の年収は、130 万円未満が 29.6%を占め、200 万円以上 300 万円未満が 20.2%と続いている。父子世帯の父親の年収は比較的高く、600 万円以上と 300 万円以上 400 万円未満がいずれも 26.4%を占める。

第 7-5 図 個人の年収の分布 (%)



※なお、個人の平均就業年収はひとり親の母 205.8 万円、同父 435.0 万円、ふたり親世帯の母親が 213.0 万円である。

これは世帯年収にも影響している。主な稼ぎ手が母親である母子世帯では、年収 300 万円未満が 57.4%と圧倒的である一方、父子世帯は 9.8%と非常に少なく、逆に 800 万円以上は 22.4%に上る。

また、世帯の実際の生活水準をより正確にとらえた等価可処分所得は、母子世帯で 170.5 万円、父子世帯では 293.8 万円、ふたり親世帯は 323.8 万円となっている。ふたり親世帯と比較すると、父子世帯の生活水準はやや低いとはいえるが、母子世帯の低さが際立っている。

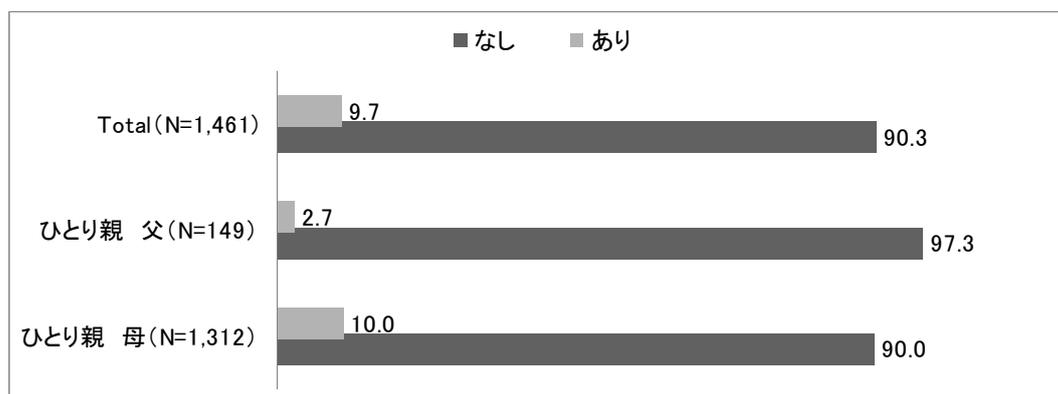
第 7-1 表 世帯収入の分布 (%)

	N	平均(万円)	等価可処分所得	300万未満	400万未満	500万未満	600万未満	800万未満	1,000万未満	1,000万以上
母子世帯	880	306.1	170.5	57.4	17.7	10.2	5.5	5.3	1.7	2.2
父子世帯	112	551.9	293.8	9.8	18.8	20.5	8.9	19.6	18.8	3.6

※なお、ふたり親世帯の平均年収は 652.8 万円、等価可処分所得は 323.8 万円である。

養育費を得られていない割合は、母子世帯、父子世帯ともに非常に高い。本調査によると、母子世帯では、貧困率が 40.2% である。にもかかわらず、90.0% の世帯が養育費を受け取っていない。また、父子世帯では 97.3% がもらっていないことが分かる。母子世帯が養育費を得られない理由として、「離別単身男性は仕事が安定せず、離転職を繰り返している」「顕著に健康状態が悪い」などの理由で、「離別した父親全体の 3-4 割は平均的な養育費を払えるだけの収入を得ていない」(大石 2012) ことが分かっている。一方、父子世帯で養育費を得られない理由は、本調査から見るに、その必要性がないことや、一般的に考えて非同居母親の収入が少ないであろうことなどが考えられる。

第 7-6 図 養育費の有無 (%)



(2) 貧困

貧困ラインは、国民生活基礎調査を利用して算出（等価税込み所得ベースで、2010 年は 148.5 万円、2011 年は 147.3 万円）したものを使用している。世帯年収の分布や養育費の受給状況から予測される通り、父子世帯の貧困率は 7.1% と非常に低い。また、母子世帯の半数が貧困に陥っている一方、生活保護受給世帯は、母子世帯において 4.6%、父子世帯では 0.7% に過ぎない。

第 7-2 表 生活保護受給状況 (%)

世帯構成	N	No	Yes
ひとり親 母	1,320	95.5	4.6
ひとり親 父	149	99.3	0.7

第 7-3 表 貧困率(等価税込み所得ベース) (%)

世帯構成	N	貧困	貧困でない
ひとり親 母	880	50.5	49.6
ひとり親 父	112	7.1	92.9

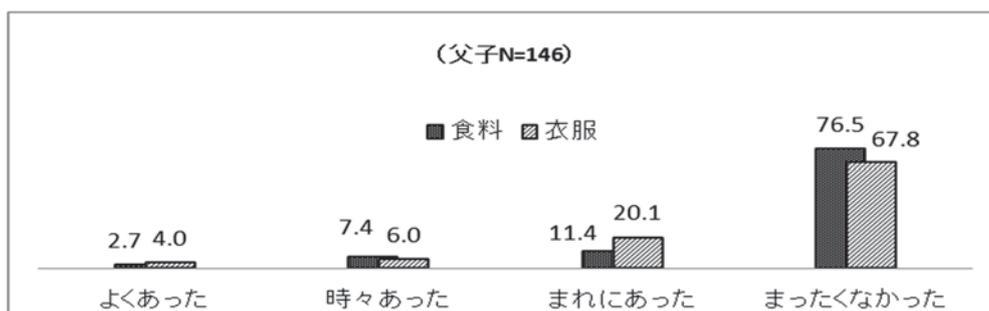
※なお、ふたり親世帯における貧困率は 8.8% である。

さらに、貧困をより実感できる食料と衣服の困窮状態をみることにする。

「お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか」という項目において、合計 10.1%もの世帯が「よくあった」「時々あった」と回答している。阿部（2012）にあるように、食費は、世帯の采配で縮小可能な費用である。「家族が必要と考える品物を食卓に並べるような生活水準」に満たない父子世帯が約 1 割存在することが分かった。また、「お金が足りなくて、家族が必要とする衣料を買えないことがありましたか」という質問においても、やはり合計 10.0%もの父子世帯が「よくあった」「時々あった」と回答した。衣服と食料は、人が生活をするために最低限必要なものであることを考えると、この結果は注目に値する。

等価可処分所得の平均が母子世帯と比較して高く、「貧困でない」とされる世帯が 92.9%である父子世帯だからこそ、衣食がままならない世帯の存在が見えにくくなっている可能性がある。

第 7-7 図 食料・衣服が買えない割合（%）



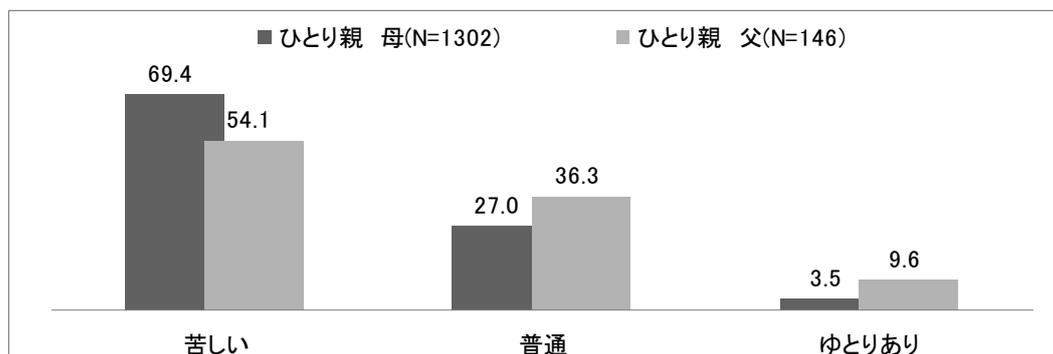
以上をまとめると、父子世帯の父親は正規雇用が圧倒的で 7 割を超え、9 割以上の世帯で自身の収入が主だった生活手段となっている。平均年収は 500 万円を超え、等価可処分所得で母子世帯と比較しても、約 1.7 倍の差がある。これは逆に、収入が比較的高かったため、その父親は親権を得られた 12.5%の中に入ることができたと考えるほうが自然であろう。

その一方で、7%ではあるが貧困世帯は確実に存在しており、10%が衣食がままならない状況で生活している。これらの世帯は、比較的収入のある世帯の影に隠れており、母子世帯以上にその困窮の度合いが見えにくくなっている可能性がある。この傾向はアメリカにおいても同様で、父子世帯では貧富の格差が大きいことが分かっている（大石 2012）。

7 暮らし向きの「ゆとり」

現在の暮らし向きにおいて「ゆとりあり」と答えた父子世帯は 9.6%である。母子世帯と比べると高いとは言えるが、世帯収入や貧困率から想像される「予想」よりは少ない印象である。同時に、「苦しい」と答えた世帯も、貧困率等から予想される数字よりは多いといえそうである。

第 7-8-1 図 現在の暮らし向き (%)

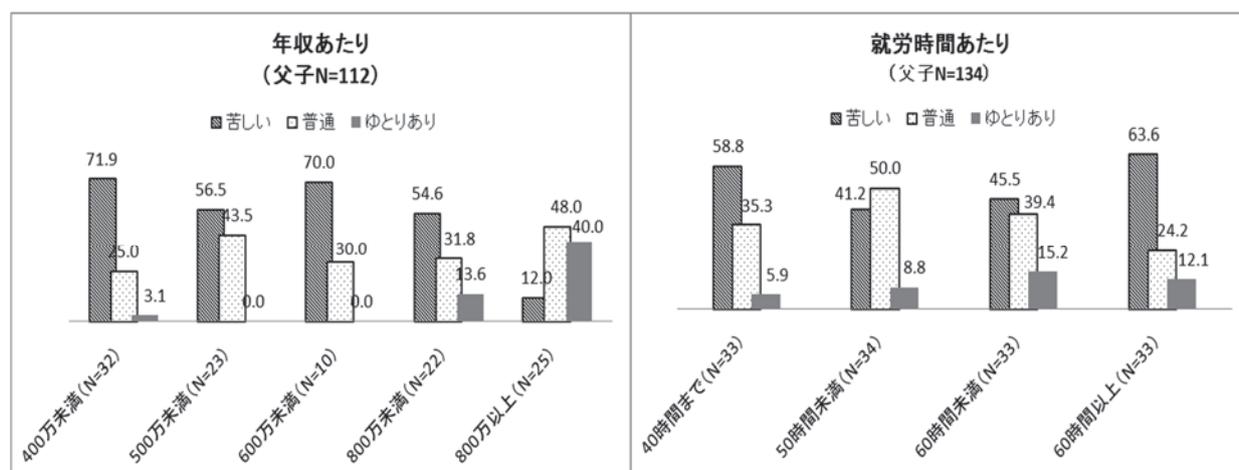


次に父子世帯にのみ注目し、貧困率から考えられる予想と異なった理由を、集計により検討する。

父子世帯の現在の暮らし向きを年収あたりで集計しなおすと、確かに年収が上がると、「苦しい」と答える世帯は 71.9%から 12.0%に大きく減少している。しかし、無業を含む年収 400 万円未満の世帯と、500 万円以上 600 万円未満世帯では差が見られない。さらに、たとえ年収が 800 万円以上であっても、12.0%の世帯がやはり「苦しい」と回答している。

また、週あたり就労時間ごとに集計すると、無業も含まれる「40 時間まで」の世帯は 58.8%が「苦しい」と回答しているが、「60 時間以上」の世帯では、それよりも高い 63.6%が現在の暮らし向きを「苦しい」と回答している。ここでは収入が低いため長時間労働せざると得ない可能性や、さらに、就労時間が長いことで仕事と生活との両立が困難な状況（WLC）に陥っている可能性も考えられる。

第 7-8-2 図 現在の暮らし向き（父子世帯：就労時間、年収別） (%)



このように、暮らし向きの「ゆとり」については、貧困率から予測されるよりも高い割合の世帯が「苦しい」と答えており、年収 800 万円以上の世帯でも、12.0%が「苦しい」と答

えていた。また、就労時間と暮らし向きの苦しきの間傾向は見出せず、無業も含む週 40 時間までの世帯よりも、週当たり 60 時間以上労働している世帯の方が高い割合で「苦しい」と回答していた。

世帯収入と現在の暮らし向きを合わせて、本調査における父子世帯像を考えると、母子世帯と比較して苦しいと答える世帯の割合は低いものの、年収においては無業を含む 400 万円未満から 800 万円未満の間で、年収の開きの割に暮らし向きの「苦しき」に開きが見られなかった。年収の低い層と高い層で、暮らし向き苦しきの意味合いが異なる可能性が示唆される。一方、就労時間が長い世帯でその苦しきが増している。恐らくこれらの世帯は、仕事と生活との両立困難に陥っている可能性がある。このような世帯は、たとえ暮らし向きに苦しきを抱えていても、時間制約上の問題から、助けを求めることも同時に困難になっている可能性がある。

8 仕事と生活のバランスにおける困難の度合い (Work-Life Conflict; WLC)

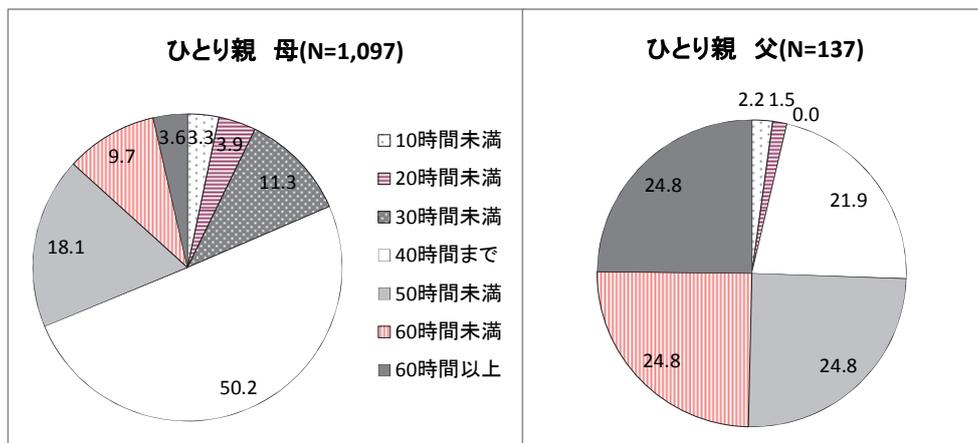
ひとり親世帯が仕事と生活のバランスを取るのは、ふたり親世帯と比較して困難なのは想像に難くない。世帯あたりの時間制約が、単純にふたり親世帯であれば 48 時間のところ、ひとり親世帯ではその半分の 24 時間しかないからである。ふたり親世帯の半分の時間しかないひとり親世帯が仕事に加え、家事・子育てといった生活の部分を担当するには、当然、就労時間の調整などが必要であるが、現実には厳しいということが本調査で改めて確認された。

(1) 就労時間の調整における困難

週あたり就労時間を見ると、週 40 時間よりも多く働いている母子世帯の母親は 31.4%、父子世帯の父親は実に 74.4% である。一方、ふたり親世帯の母親は 24.6% と最も低いことが分かった。ふたり親世帯では、母親が世帯の生活部分を主に、父親が仕事の部分を主に担っているであろうことは、この集計結果からも想像できる。

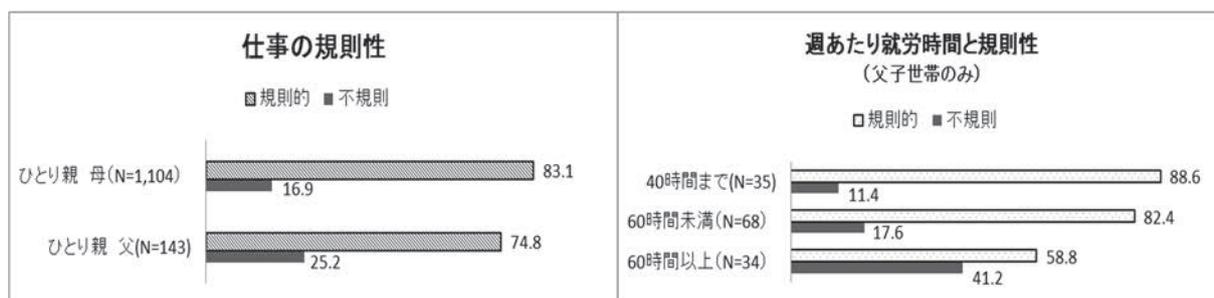
父子世帯の就労時間は、かつてのふたり親世帯の母親のような生活部分を担う存在がいなにもかかわらず、「週 60 時間以上」が母子世帯と比べ圧倒的に多い (24.8%)。一方で、母子世帯の就労時間は、逆に収入部分の多くを担う必要があるにもかかわらず、生活環境の全く異なるふたり親世帯の母親に近い。離婚などで生活環境が変わっても、就労時間が簡単には調整できない状況が窺える。

第 7-9 図 週あたり就労時間（％）



就労時間の規則性については、母子世帯(83.1%)、父子世帯(74.8%)、ふたり親世帯(84.6%)の比較をすると、就労時間ほど大きな差は見られないものの、ひとり親世帯の父親と母親では異なり、やはり異なる環境であるはずのふたり親世帯の母親と母子世帯の母親で似た結果となっている。さらに、父子世帯において就労の規則性を時間で分類してみたところ、週60時間以上就労している父親の6割近くがその状況を「規則的」と答えている。母子世帯の母親が、離婚したからといって簡単に就労時間を増やすことができないのと同様、父子世帯も子供を一人で育てているからといって、長時間勤務の常態化ともいえる状況を簡単に変えることができない様子が窺える。

第 7-10 図 仕事の規則性・就労時間と規則性（父子世帯のみ）（％）

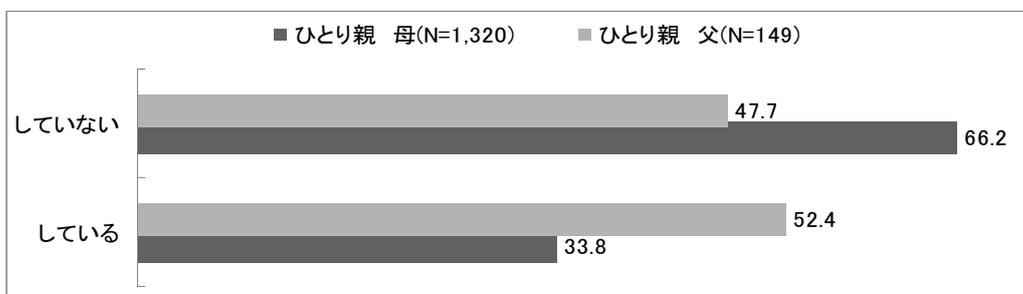


このように、簡単には「母親的」「父親的」生活スタイルを変えられないひとり親世帯は、生活するにあたり何らかのサポートが重要であることが分かる。誰よりもまずサポートを頼める相手として思い浮かぶのは自身の親である。

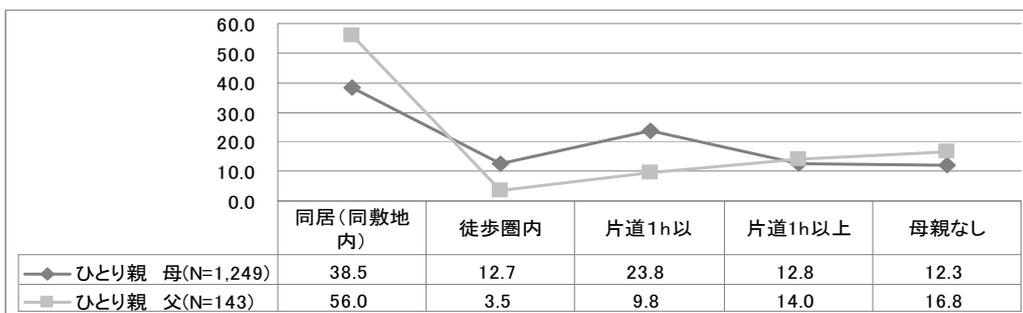
JILPT 調査によると、自身の親と同居している父子世帯は約 52.4%と半数である一方、母子世帯では 33.8%で、父子世帯で同居割合が高い。自身の母親に特化してみると、母子世帯は、徒歩圏内も含め自身の母親の近くに住んでいるものは 51.2%、父子世帯においては 59.5%が自身の母親の近くに居住しており、徒歩1時間圏以内も合わせると、約7割の父子世帯が

実母から何らかのサポートを得られる環境にある。これは父親の親権の取得において、有利な条件の一つである「養育協力者の存在」を満たしている世帯が多数を占めているからであろう。

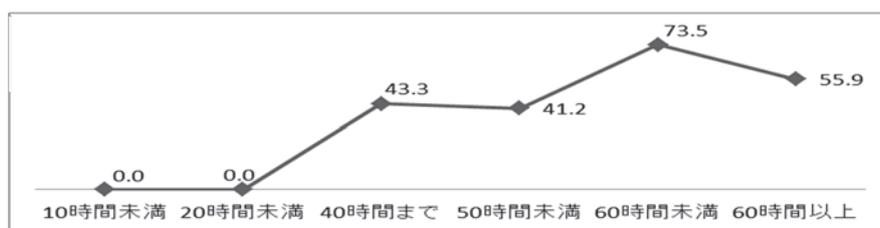
第 7-11 図 自身の親との同居割合 (%)



第 7-12 図 母親との同居状況 (%)



第 7-13 図 父子世帯の就労時間と自身の親との同居率 (%)



さらに、父子世帯において就労時間あたりで自身の親とどの程度同居しているのかを調べたものが第 7-13 図である。就労時間が長い父子世帯ほど、自身の親との同居率が高い傾向があることが分かった。例えば、週 60 時間未満で就業している父親の 7 割以上が親と同居している。就労時間が長くなると当然家事・育児に手が回らなくなり、それを祖父母が補っている状況が見える。

(2) 両立困難の自覚

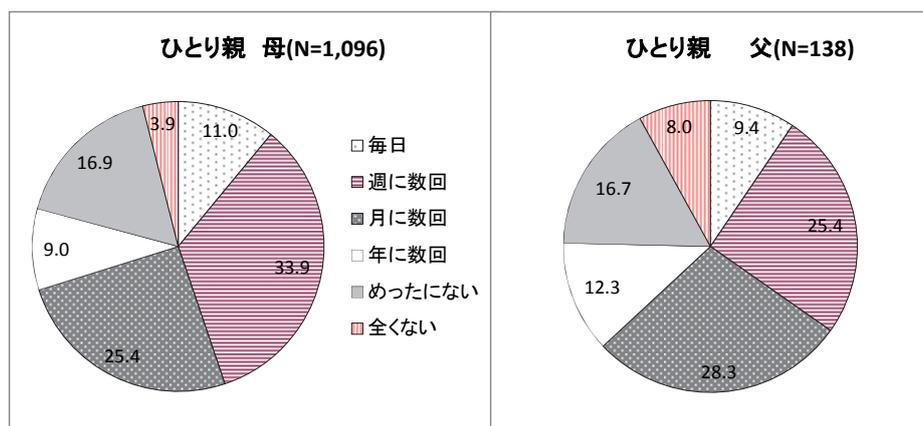
次に、実際どのくらい仕事と家事・育児との両立に困難を抱えているかを直接質問した項目を集計した。「仕事で疲れてしまって、しなければならない家事や育児のいくつかができな

かった」という項目においては、全体的に、週に数回あるいは月に数回と答えるものがそれぞれ全体の約半数を超えた。全体的な傾向は似ているものの、家事、育児に「毎日」と「週に数回」困難を抱える母子世帯は合わせて44.9%である一方、父子世帯は34.8%であった。

また、「仕事にあてる時間が長すぎるために、家事や育児を果たすことが難しくなっている」という項目では、ひとり親世帯のいずれにおいても、11%前後と差はなく、ふたり親世帯の6.2%を上回った。就労時間等、就労状況においては、父子世帯の父親の方が厳しい状況におかれているにもかかわらず父子と母子でWLCにおいて差が少ないのは、父子世帯が母子世帯より家事サポートが多い、または目標とする家事の達成度が男女で異なる等の可能性が考えられる。

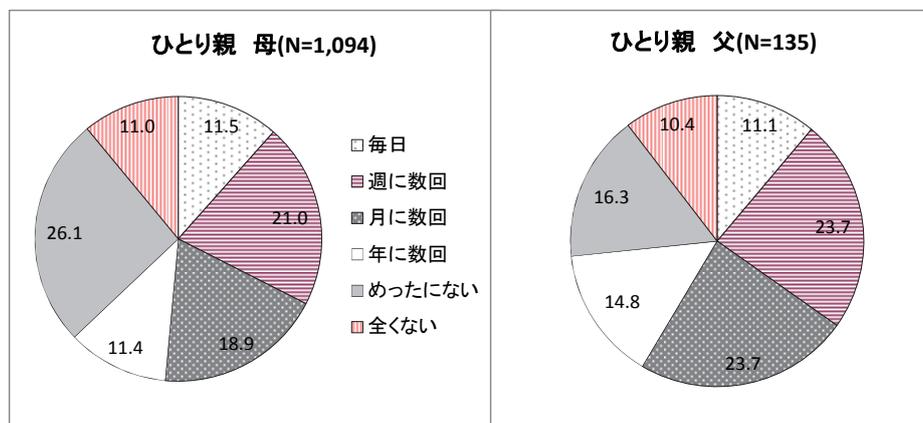
最後に、「家事（や育児・介護）の負担があるために仕事に集中することが難しくなっている」という項目では、「めったにない」、「全くない」を合わせると、母子世帯、父子世帯で、それぞれ57.2%、53.4%と半数以上の世帯であまり感じないと回答していた。父子世帯でやや低い傾向がみられる。父親が家事等にあまり慣れていない様子が窺える結果となった。

第7-14図 仕事が原因で起こる一部家事・育児困難（%）

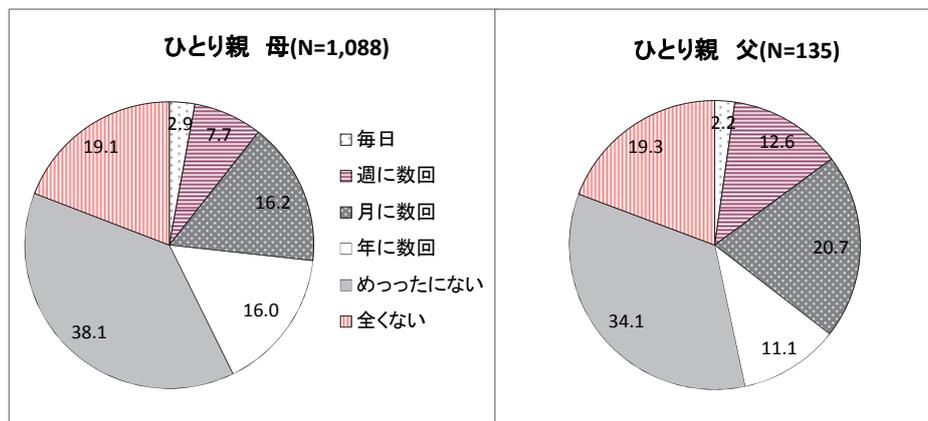


※ふたり親世帯の結果は割愛した（以下同）。

第7-15図 仕事が原因で起こる家事・育児困難（%）



第 7-16 図 家事が原因で起こる仕事困難（％）



このように、仕事と生活のバランスにおける困難は父子、母子共に深刻で、いずれも就労時間を調整するのが困難なことに起因しているようだ。生活部分を補う必要があるにもかかわらず、父子世帯の74.5%が週40時間以上働いている。特に週60時間以上就労している父子世帯の父親のうち約6割が、その状態を「規則的」と回答し、長時間勤務の常態化が簡単には変えられない状況を示した。これを補っているのが自身の親の存在で、就労時間が長くなるほど、同居率が上昇する様子が窺える。

一方、父子世帯の父親に両立困難さについて具体的に訪ねた結果、家事に慣れていない状況が窺えるものの、そこまで両立困難を感じている様子は見られなかった。ひとり親の母親に比べサポートが得られやすい、家事を頼む心理的ハードルが低い、または目標とする家事の達成度自体が低いという理由付けが可能であろう。

なお、暮らし向きの「ゆとり」の項目で、年収が高い世帯と就労時間が長い世帯で「苦しい」といった回答が目立ったこともあり、両立困難について直接聞いたこれらの項目を世帯年収、週あたり就業時間でもクロス集計した（表は割愛）が、特に顕著な特徴は見出せなかった。よって、明らかに両立困難を苦しく感じるというより、苦しさは感じるのだが、具体的に何に起因するのかは自覚できていない可能性もありそうだ。また、時々によって「苦しさ」の原因が異なるため、いざ両立困難が原因かと問われればそれ程でもない、と答える者もいるかもしれない。

9 子育て

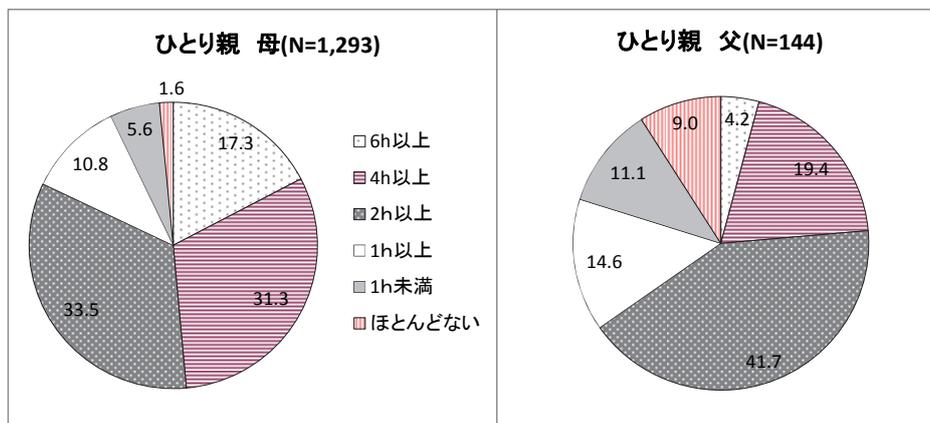
次に、子どもと過ごす時間や子どもにかかる費用、そして悩みを中心に、父子世帯での子育ての状況を概観する。

(1) 子どもとの触れ合い

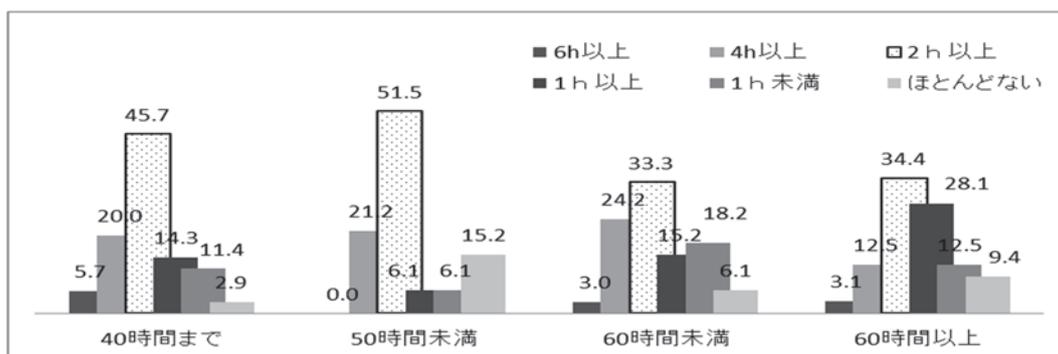
子どもと過ごす時間については、母子、父子ともに、2時間以上4時間未満がそれぞれ33.5%、41.7%と最も多い（ふたり親世帯の母親：6時間以上が39.6%）。一方、母子世帯の母親の17.3%

が子どものために6時間以上を費やしており、父子世帯と比べて長い時間子どもと費やす世帯が多い傾向がある。一方、父子世帯で6時間以上子どもと過ごすものは4.2%に過ぎず、子どもと過ごす時間がほとんどない父親も9.0%いる。

第7-17-1図 子どもと過ごす時間（％）



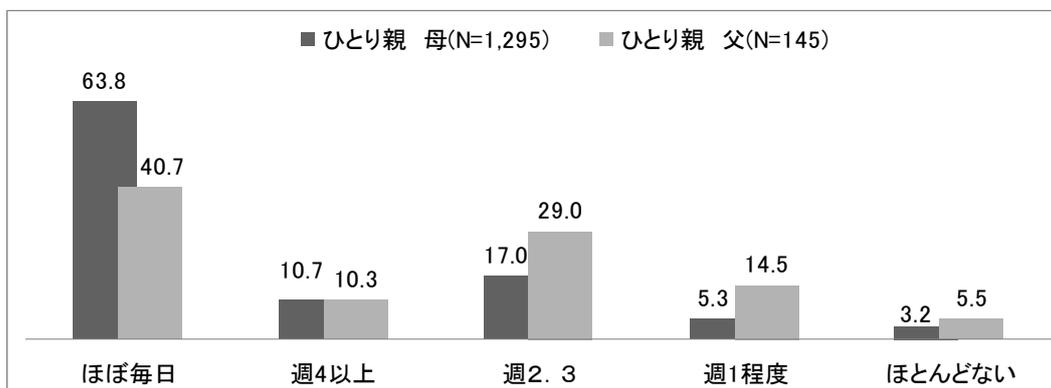
第7-17-2図 父子世帯の父親が子どもと過ごす時間（就労時間別）（％）



第7-17-2図は、父子世帯で子どもと過ごす時間を就労時間別に集計したものである。グラフで分かる通り、長時間就労か否かにかかわらず、父親が子どもと過ごす時間は、2時間以上4時間未満が最も多い。つまり、就労時間が長い父親は、自身の余暇時間の多くの割合を子どもにあてているといえる。一方、就労時間が40時間までの世帯で子どもと過ごす時間が1時間未満の世帯も11.4%ある。

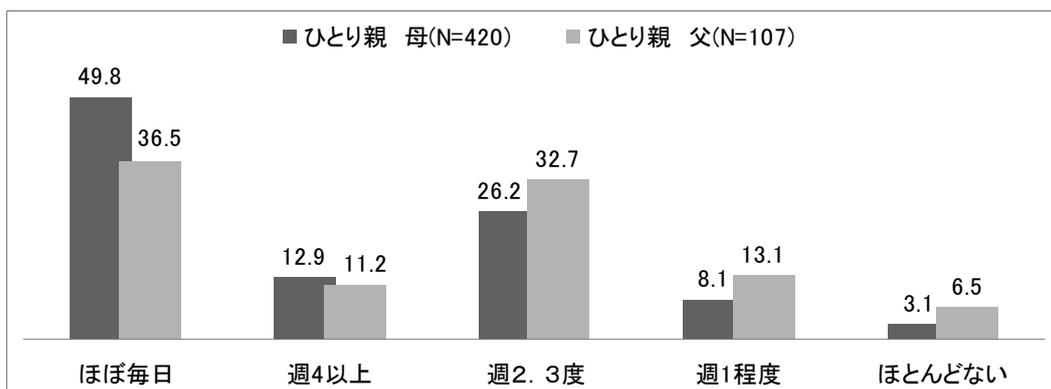
次に、子どもと夕食を共にする頻度を見てみると、父子世帯の40.7%がほぼ毎日夕食を共に取ってはいるが、これは母子世帯（63.8%）と比べて23.1%も低い。

第 7-18-1 図 子どもと夕食を共に取る頻度 (%)



母子世帯の母親がほぼ毎日夕食を共に取れる理由として、非正規就労者が多いことが考えられる。そこで就業形態を正規雇用者に限定した結果が以下である。全体との集計と比較したところ、「ほぼ毎日」と答えた母子世帯の母親の割合が 14.0%減少し 49.8%となった。それでも、母子世帯の母親の方がより頻繁に子供と夕食を共に取っている。父子世帯の正規雇用者のうち、毎日子どもと夕食を共に取っている者の割合は 36.5%で、正社員で働いている母子世帯 (49.8%) には及ばない。これは、同じ正規雇用のひとり親世帯ではあるが、前述したとおり、父子世帯の父親は長時間就労が常態化していること、祖父母に子育てを任せる可能性が高いことなどが理由に挙げられるだろう。

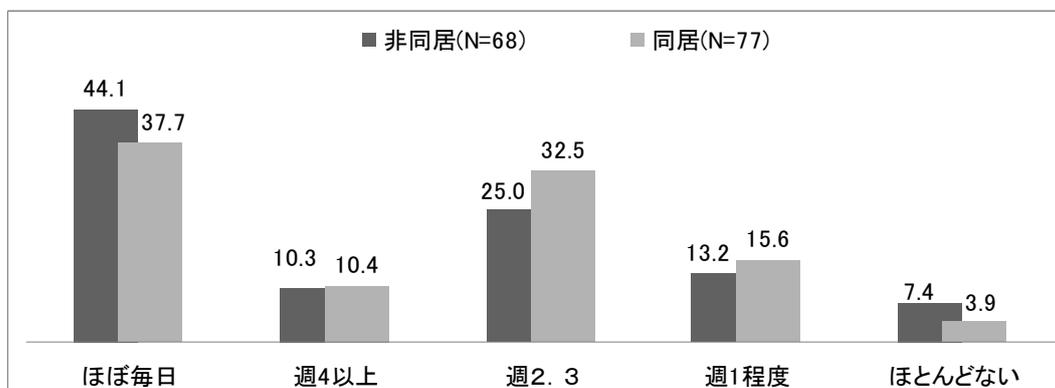
第 7-18-2 図 子どもと夕食を共に取る頻度 (正規雇用に限る) (%)



父子世帯が子どもと夕食を共にする頻度が低い原因に、自身の親との同居率の高さが母子世帯に比べて高いことが考えられる。そのため、子育て部分を祖父母に任せ、就労に励む父親となる可能性が高い。そこで、父子世帯における子どもと夕食を取る頻度を親との同居別に集計し直してみた。結果は予想通りで、親と同居していない世帯は「ほぼ毎日」夕食を取る割合が 44.1%と同居している世帯と比べて高く、「週 2.3 度」「週 1 程度」では逆転し、同居している世帯が高くなっている。

その一方で「ほとんどない」と回答した世帯のうち、親と同居していない世帯は7.4%（5世帯）あった。

第7-18-3 図 父子世帯の父親が子どもと夕食を共に取る頻度（親との同居の有無別）（%）



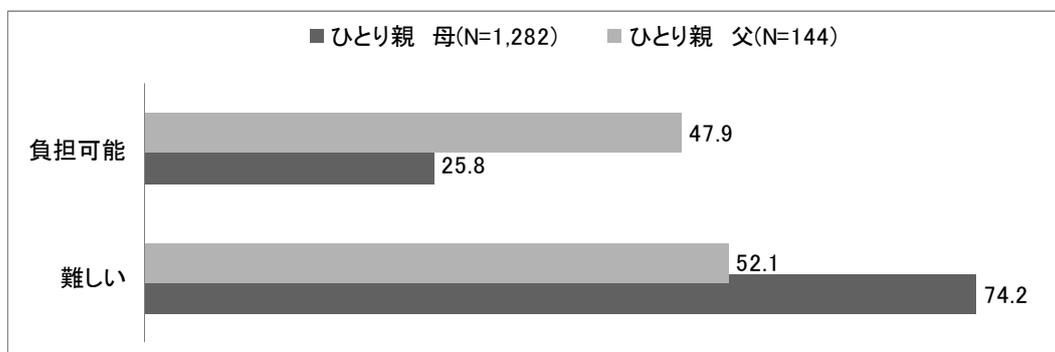
（2）子どもにかかる費用

1ヶ月あたり子どもに使う費用を比較すると、全体的にはどの世帯においても、5万円以上10万円未満が30%を超えて最大であるが、10万円以上においては、父子世帯が23.0%で、ひとり親の母親世帯（12.5%）を10.5%引き離している。これは父子世帯の平均年収が高かったことが原因の1つであろう。

第7-4 表 子ども費（%）

子ども費										
世帯構成	N	平均(万円)	なし	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	10万円未満	10万円以上
ひとり親 母	1,076	5.2	0.1	1.4	9.1	13.0	19.1	11.2	33.7	12.5
ひとり親 父	122	6.3	0.0	1.6	4.9	8.2	18.0	12.3	32.0	23.0

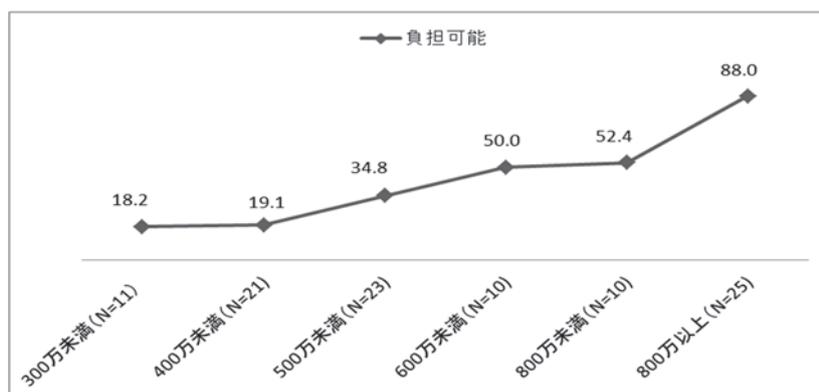
第7-19-1 図 塾代の負担可能性（%）



子育て費を塾代に特化してみても、やはり同様の傾向が窺える。塾代の負担が難しいと答えた父子世帯は約52.1%、一方で母子世帯は、約74%が「負担は難しい」と答えている。

塾代の負担可能性については、当然のことながら世帯年収との正の相関が見られ、年収 600 万円未満を境に、塾代を負担可能とする世帯の割合が 50%を超えた（第 7-19-2 図）。これ以外に、就業形態、就労時間等で、負担可能性の変化を調べたが、クロス表において特に大きな特徴は見られなかった。

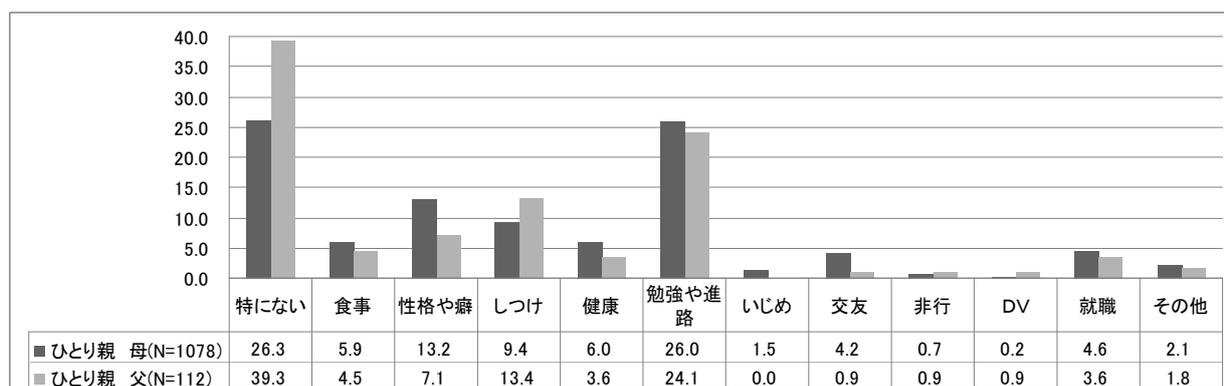
第 7-19-2 図 世帯年収別塾代の負担可能性（父子世帯のみ）（%）



（3） 子育ての悩みと子どもの状況

本調査で最も深刻な悩みを聞いたところ、父子、母子いずれの世帯においても「勉強や進路」が多く、母子世帯で 26.0%、父子世帯で 24.1%という結果となった。その一方で、「特に悩みはない」と答えたのは父子世帯の 39.3%で、回答率が最も高かった。また、母子世帯の母親は、「性格や癖」、「交友」を最も深刻な悩みとして挙げていたが、父子家庭の父親は、これらを最も深刻な悩みとして挙げるものが非常に少なく、その差はそれぞれ 6.1%ポイントと 3.3%ポイントだった。全体的に母子世帯に比べ父子世帯では悩みは少ないようだが、「しつけ」に関しては父親が母親を上回った。父子世帯が母子世帯と比べて、子育ての悩みが少ない理由として、家事と同様に子育てに対する理想の高さが異なること、父子家庭は祖父母のサポートを得られやすく、相談しやすい環境にあることなどが考えられる。

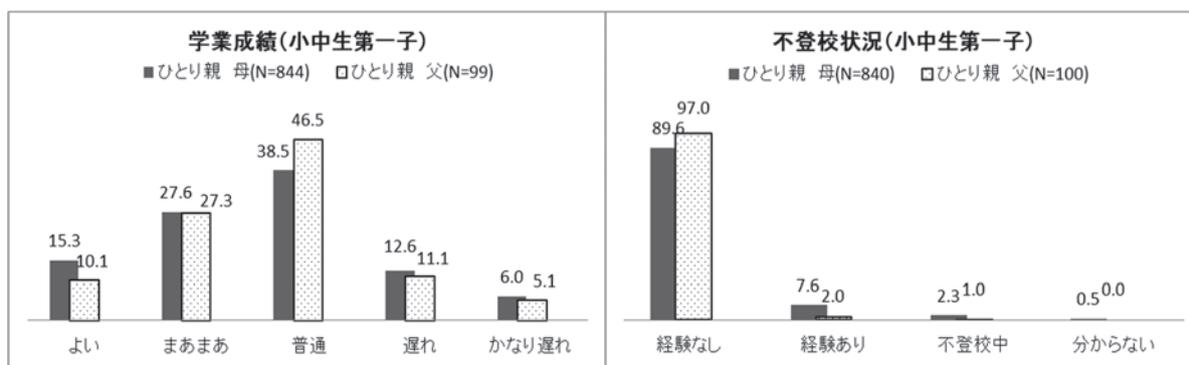
第 7-20 図 子育てにおいて最も深刻な悩み（%）



次に、親からみた第一子の状況を確認してみたが、父子世帯、母子世帯の間で特に大きな差は見られなかった。

小中校生をもつ親のうち、学業に遅れを感じていると回答した親は、母子世帯の母親が最も多く、合計 18.6%が第一子において「遅れている」「かなり遅れている」と答え、父子世帯では 16.2%で遅れを感じていた。また、不登校経験においては、母子世帯が約 10%でやや高い傾向がみられた。また、父子世帯で不登校児のいる家庭の詳細を見てみると、いずれの世帯も祖父母と同居をしているという特徴があった。

第 7-21 図 親から見た子どもの学業成績・不登校（小中生第一子）（%）



このように、父子世帯で子どもと過ごす時間は母子世帯と比べて短く、1週間を通してほとんど子どもと触れ合わない父親も 9%存在する。また、就労時間の長短に関係なく、週当たり 2 時間以上 4 時間未満共に過ごす父親が最も多い。子どもとほぼ毎日夕食を共に取る父親は、母子世帯の母親と比べて実に 23.1%ポイントも低く 40.7%である。これは正規雇用のみに限定しても結果は同様で、母子世帯と比べ 13.3%低い。さらに、自身の親との同居の有無でクロス集計を行っても、親と同居していない父親の 4 割強しか夕食を共にしていない。子ども費については、父子世帯の平均年収が高いことが反映された結果となり、10 万円以上費やしている世帯が 23.0%となった（母子世帯では 12.5%）。さらに、塾代の負担可能性においても、年収が反映され、年収 600 万円未満を境に負担可能性が 50%を超えた。子育ての悩みでは、母子世帯の母親と比べて「特にない」と答えた父子世帯が 13.0%ポイントも高く、第一子の不登校経験も母子世帯と比べ低かった。

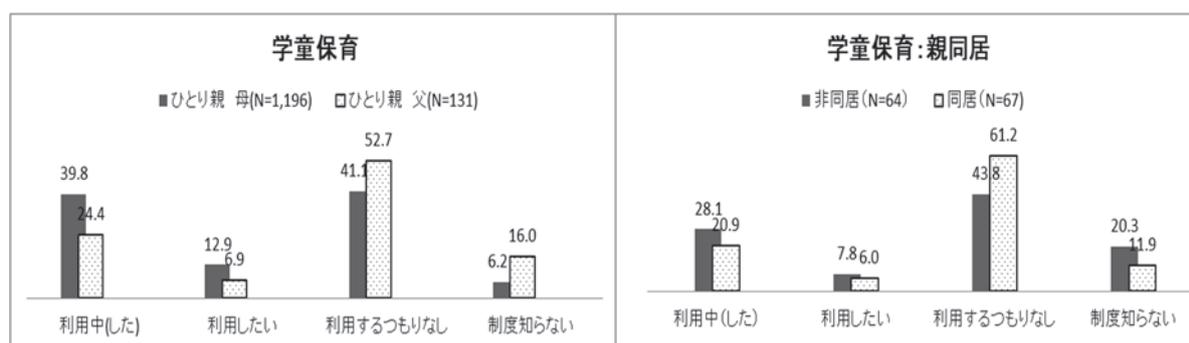
10 支援

子育て世帯への支援は、主に金銭的支援や育児支援がある。それに加え、ひとり親世帯を対象に自立支援がある。JILPT が様々な支援制度のうち、育児支援と自立支援の利用状況を調査した結果、制度そのものを知らない、または制度を知っていても「利用するつもりはない」と答える世帯が非常に多いことが分かった。

(1) 育児支援

制度の認知度が最も高かったのは学童保育で、学童保育の「制度を知らない」と答えた割合が最も高かった父子世帯でも16.0%だった。しかし、制度の認知度が高いにもかかわらず、学童保育を「利用中(した)」者の割合は、父子世帯で24.4%、「利用するつもりがない」者の割合は52.7%だった。また、学童保育を「利用中(した)」割合が最も多かった母子世帯でも利用家庭は39.8%に過ぎなかった。

第7-22図 学童保育の利用状況及び、父子世帯の学童保育利用状況(親と同居の有無別)(%)

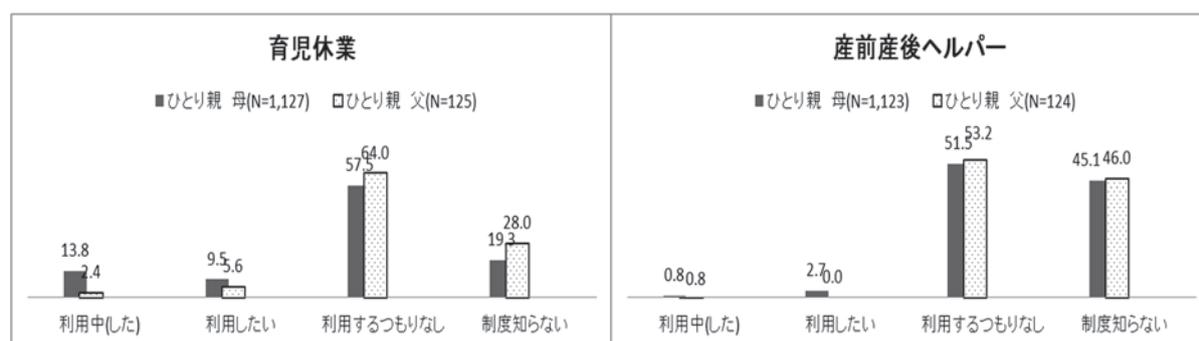


さらに詳細に見ると、親と同居していない父子世帯で、制度を知らない世帯が20.3%見られた。一方、「制度を知らない」と答えた父子世帯のうち、第一子の年齢を答えていた世帯で集計しなおすと、知らなくても止むを得ない世帯、つまり0歳から4歳の子どもを持つ世帯はわずか3件(約18%)であった。残りの約8割の世帯は、知っていて然るべき年齢の子どもがいるにもかかわらず、「知らない」と答えていた(表は割愛)。

次に顕著なのは、育児休業の利用状況である。制度を知らなかったは母子世帯で19.3%、父子世帯で約28.0%だった。さらに、「利用するつもりはない」と答えた世帯は、いずれの世帯構成においても最も多く、ふたり親世帯で58.0%、父子世帯は64.0%と半数以上に及んだ。

一方、自治体の産前産後ヘルパー事業については、いずれのひとり親世帯も約45%が制度を知らず、制度を利用しなかった世帯はいずれも50%を超えた。

第7-23図 育児休業・産前産後ヘルパー(%)



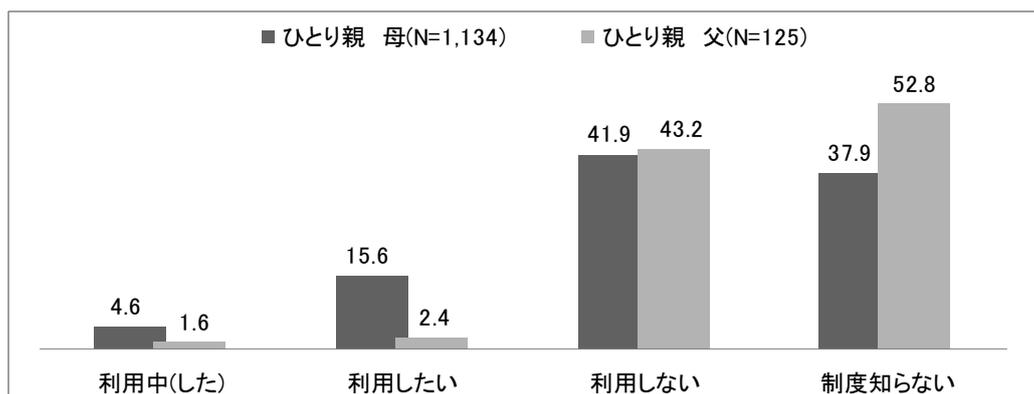
(2) 自立支援

厚生労働省は、「母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自治体と協力して就業支援」をするための、母子家庭等自立支援給付金事業を行っている。その一例として、自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業がある。

自立支援教育訓練給付金事業は、「母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援」（厚生労働省 2014）するもので、経費の20%（上限100,000円）が支給される。対象となる資格は語学検定から、調理師、看護師、司法書士、大型自動車免許など、多岐にわたり（厚生労働省 2014）、対象者は「母子家庭の母または父子家庭の父」（厚生労働省 2014）で、父子世帯の父親も対象として明記されている。

しかし、本調査では、この支援制度の対象となった父子世帯の52.8%が制度を知らないと答えた。最も認知度が高かったのが母子世帯だが、それでも37.9%が制度を知らず、利用した母子世帯はたったの4.6%だった。

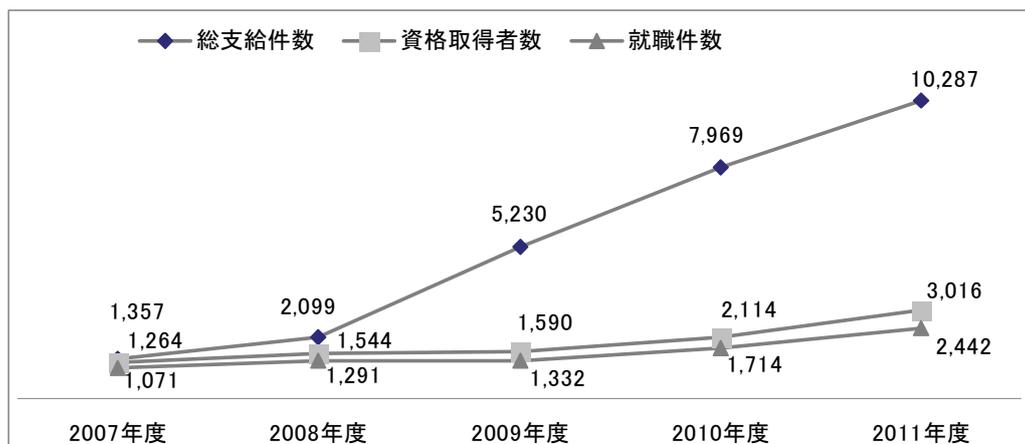
第7-24図 自立支援教育訓練給付金事業（%）



一方の高等技能訓練促進費事業は、「母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等技能訓練促進費が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、入学支援修了一時金が支給」（厚生労働省 2014）されるもので、訓練促進費として月額100,000円と、入学支援修了一時金50,000円が支給される（厚生労働省 2014）。対象となる資格は、「就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされ」（厚生労働省 2012）、主に看護師、保育士、理学療法士、作業療法士などである（厚生労働省 2012）。

厚生労働省によると、総支給件数は一貫して増加し、2011年度には初年度（2007年度）の約7.6倍となった。事業の知名度は順調に上がっていることが窺える。その一方で、資格取得者の割合はわずか2.4倍の上昇に留まり、資格取得率は低下していると言わざるを得ないだろう。

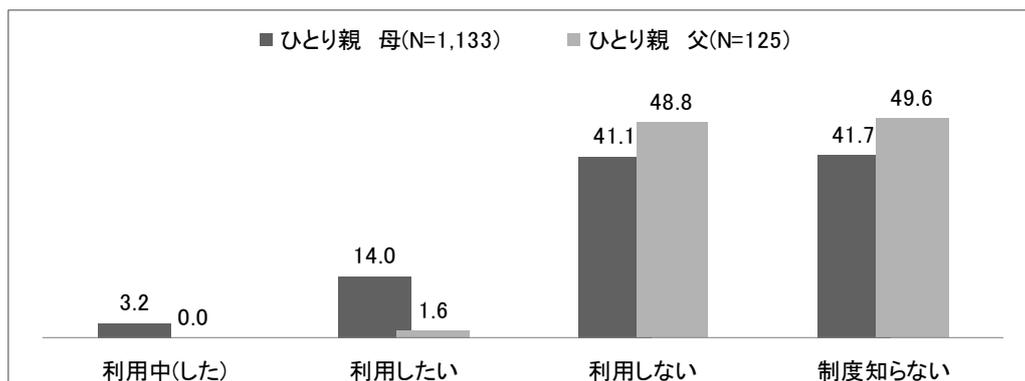
第 7-25 図 高等技能訓練促進費事業実績（件）



出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ より作成

JILPT 調査では、父子世帯の回答者のうち 49.6%が制度を知らないと答えている。母子世帯においても 41.7%が制度を知らず、利用した母子世帯の母親はわずか 3.2%だった。

第 7-26 図 高度技能訓練促進費事業（％）



2つの自立支援事業のいずれにおいても、「利用するつもりはない」と回答する割合が最も多く見られた。特に本調査に協力した父子世帯は、一定以上の所得があるものも多く、利用資格のない者、利用の必要のない者が、ある程度含まれていることも考えられる。一方、たとえ資格取得への支援はあっても、現在得ている仕事を離職し、子どもを抱えながら資格取得をするリスクを負う余裕はないことが考えられるだろう。長時間労働が常態化しているため、時間的余裕もないことも想像に難くない。正規雇用を得ている割合が非常に高い父子世帯においては、資格取得の必要性を感じていないとも考えられる。

このように子育て支援、自立支援においては、制度そのものを知らない、または制度を知っていても「利用するつもりはない」と答える世帯が非常に多いことが分かった。学童保育では、52.7%が「利用するつもりはない」と答え、さらに、親と同居していない父子世帯で

も約半数が「利用するつもりはない」と回答した。育児休業においては、約3割の父子世帯で「制度を知らない」と回答、知っていても6割以上は「利用するつもりはない」と答えている。そのような状況の中、最も知名度の低い育児支援制度は産前産後ヘルパーで、父子世帯の約半数が制度を知らなかった。就労時間が長く、子どもと共に過ごす時間が少ない父子世帯ほど、自身に代わって子どもの面倒を見る支援の利用率は高いと考えたが、実際は自身の親と同居していない世帯においても必要性を感じていないという結果であった。また、利用可能な年齢がいる父子世帯で、「制度を知らない」と答えた世帯もあった。

一方の自立支援事業については、いずれも約半数以上が「知らない」と回答し、父子世帯の実際の利用はほとんどないに等しかった。理由としては、正規雇用がほとんどである父子世帯は、資格取得の時間的余裕がなく、資格取得の必要性も低いことが考えられる。

11 まとめ

本稿では、JILPT子育て世帯全国調査（2011年調査と2012年調査）で回答を得た父子世帯について集計を行い、主に母子世帯と比較することで、父子世帯の現状、特に仕事と収入、仕事と生活のバランスにおける困難の度合い（Work-Life Conflict; WLC）、子育て、そして行政支援について概観した。その結果以下のことが確認された。

（1）収入と貧困

父子世帯は、正規雇用が7割を超え、9割以上の世帯で自身の収入が主だった生活手段となっている。平均年収は500万円を超え、等価可処分所得で母子世帯と比較しても、約1.7倍の開きがある。一方で、7%ではあるが、貧困世帯が存在しており、約10%の父子世帯で衣食もままならぬ状況が窺え、格差が大きいことが分かった。

（2）ゆとり

暮らし向きの「ゆとり」については、世帯収入等から予測されるよりも、収入の高い世帯が「苦しい」と答えた。母子世帯と比較して苦しいと答える世帯の割合は低かったものの、年収800万円を超えている世帯でも12%が「苦しい」と答えた。また週当たり60時間以上労働している世帯では、6割以上で「苦しい」と回答、これは無業も含む週40時間まで働いている世帯よりも高い数字であった。

恐らくこれらの世帯は、仕事と生活との両立困難にも陥っている可能性があり、苦しさを抱えていても、時間制約上の問題で助けを求めることすら困難になっている可能性がある。

（3）WLC

仕事と生活のバランスにおける困難さ（WLC）は、就労時間を調整するのが困難なことに起因している可能性が示唆された。家事を行う必要があるにもかかわらず、父子世帯の74.5%

が週 40 時間以上働いていた。特に、週 60 時間以上就労している父子世帯の父親の約 6 割が、その状態を「規則的」と回答し、改めて長時間勤務の常態化が窺えた。これを補っているのが自身の親の存在で、就労時間が長くなるほど、同居率が上昇していた。

一方、父子世帯に両立困難さについて直接的・具体的に訪ねた結果、家事に慣れていない状況が窺えるものの、直接的に両立が困難であると答えた世帯は少なかった。ひとり親の母親に比べ、サポートを得られやすい、家事を頼む心理的ハードルが低い、または目標をする家事の達成度自体が低いという理由付けが可能であろう。

具体的にどの層で直接的に困難さを感じるかを知るため、世帯年収、週当たり就業時間でクロス集計をしたが、顕著な特徴は見出せなかった。これはその時々で「苦しさ」の原因が異なるため、いざ両立困難が原因かと問われれば、それ程でもないと答える層があるのかも知れない。

(4) 子育て

父子世帯の子どもと過ごす時間は母子世帯と比べて短く、1 週間を通して子どもとほとんど触れ合わない父親が 9% 存在した。また、就労時間の長短に関係なく、週当たり 2 時間以上 4 時間未満共に過ごす父親が最も多かった。子どもとほぼ毎日夕食を共に取る父親は、母子世帯の母親と比べて実に 23% ポイントも低く、正規雇用のみ限定しても、母子世帯と比べ約 10% ポイント低かった。さらに、自身の親との同居の有無で分けて集計しても、親と同居していない父親の約 4 割しか夕食を共にしていない。子ども費については、父子世帯の平均年収が高いことが反映された結果となり、10 万円以上費やしている世帯が 23% となった。塾代の負担可能性においては、年収 600 万円未満を境に負担可能性の有無が逆転した。子育ての悩みでは、母子世帯の母親と比べて「特にない」と答えた父子世帯が 13% ポイントも高く、第一子の不登校経験も母子世帯と比べ低かった。不登校児のいる家庭 (3 世帯) でこれといった特徴が見られず、現在において、いずれも祖父母と同居をしているという特徴がみられた。

(5) 支援

制度そのものを知らない、または制度を知っていても「利用するつもりはない」と答える世帯が非常に多いことが分かった。学童保育では、52.7% が「利用するつもりはない」と答え、親と同居していない父子世帯でも、約半数が「利用するつもりはない」と回答した。育児休業においては、28.0% の父子世帯で「制度を知らない」と回答、知っていても 64.0% は「利用するつもりはない」と答えた。また、最も知名度の低い育児支援制度は産前産後ヘルパーで、父子世帯の約半数が制度を知らなかった。さらに、自身の親と同居していない世帯においても支援の必要性を感じないという結果であった。利用可能な年齢の子どもがいる父子世帯で、「制度を知らない」世帯もあった。

一方の自立支援事業については、いずれも約半数以上が「知らない」と回答、父子世帯の実際の利用はほとんどないに等しかった。正規雇用がほとんどである父子世帯は、資格取得の時間的余裕がなく、資格取得の必要性も低いことが考えられる。

なお、本集計はあくまで単純集計である。それぞれの項目はさらに詳細かつ厳密に分析されることが望まれる。

参考文献

- 阿部彩（2012）「家族が直面する生活不安の実態」西村周三監修・国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会、pp.13-38.
- 大石亜希子（2012）「離別男性の生活実態と養育費」西村周三監修・国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安 自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会、pp.221-246.
- 厚生労働省（2005）「平成 15 年度全国母子世帯等調査結果報告」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/01/h0119-1.html>
- 厚生労働省（2012）「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/
- 厚生労働省（2013）「ひとり親家庭の支援について」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien_01.pdf
- 厚生労働省（2014）「母子家庭等自立支援給付金事業について」
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>
- 厚生労働省大臣官房統計情報部（2014）「平成 26 年わが国の人口動態－平成 24 年までの動向」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf>
- 総務省統計局（2014）「平成 22 年度国勢調査 第 8 表 母子世帯，父子世帯数－全国，都道府県（平成 2 年～22 年）」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001007704&cycode=0>
- 西文彦（2012）「シングル・ファーザーの最近の状況（2010 年）」
<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/singlef2.pdf>
- 労働政策研究・研修機構（2008）『母子家庭の母への就業支援に関する研究』労働政策研究報告書 No.101
- 労働政策研究・研修機構（2012）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査』 JILPT 調査シリーズ No.95

労働政策研究・研修機構（2013）『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2012』 JILPT 調査シリーズ No.109

JILPT 資料シリーズ No.146

子育て世帯のウェルビーイング ―母親と子どもを中心に―

発行年月日 2015年2月25日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2015 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)